

平成20年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成20年3月26日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 野並 享子
17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 事 務 局 長	米澤 博	政 策 監	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二
都 市 建 設 部 長	島村 平治	環 境 経 済 部 長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	ま ち づ くり 政 策 室 次 長	高田 一巳
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	東郷 達雄
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	船橋 登志夫

秘書課長 立入 孝次                      総務課長 中島 宗七  
企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長 山中 重樹                      事務局次長 井狩 重則  
書記 赤坂 悦男                      書記 辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 議第4号から議第41号まで及び請願第1号  
(野洲市地域安全センター条例他38件)  
各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決
- 第4 意見書第2号から意見書第4号まで  
(乳幼児医療費助成制度を国の制度として実施することを求める意見書(案)他2件)  
提案者説明、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 委任専決第4号 損害賠償の額を定めることについて
- 第2 議第42号及び議第43号  
(平成19年度野洲市一般会計補正予算(第5号)他1件)  
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第3 発議第1号 野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例  
提案理由説明、質疑、討論、採決

開議                      午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(林 克君) (午後1時00分) 皆さん、ご苦労さんです。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(林 克君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますのでご了承願います。

(日程第2)

○議長(林 克君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第13番、田中孝嗣君、第14番、中田幸子君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(林 克君) 日程第3、各委員長により委員会審査報告書が提出されておりますので、議第4号から議第41号まで、及び請願第1号、野洲市地域安全センター条例の他38件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第6番、藤村洋二君。

○6番(藤村洋二君) 第6番、藤村洋二でございます。

去る3月6日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月12日、13日の両日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第4号野洲市地域安全センター条例、議第5号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う野洲市固定資産税の特例に関する条例、議第8号野洲市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議第9号野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議第11号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第21号平成20年度野洲市一般会計予算中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第31号平成20年度野洲市土地取得特別会計予算、議第33号平成19年度野洲市一般会計補正予算(第4号)中、本委員会に付託を受けました関係予算、以上の8議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第4号、議第8号、議

第9号及び議第31号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第5号、議第11号、議第21号及び議第33号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情書及び健全に運営する自主共済に対し、新保険業法の適用除外を求めることについての陳情書の取り扱いについて協議いたしました結果、2件とも委員会としての結論は出さず、それぞれ会派に持ち帰り、趣旨に賛同する場合は意見書を提出することとなりました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果及び陳情書の協議結果のご報告といたします。

○議長（林 克君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第14番、中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 14番、中田幸子でございます。

去る3月6日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案について審査するため、3月14日、17日の両日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてのご報告を申し上げます。

議第6号野洲市後期高齢者医療に関する条例、議第10号野洲市特別会計条例の一部を改正する条例、議第12号野洲市国民健康保険高額療養費及び出産育児一時金貸付基金条例の一部を改正する条例、議第13号野洲市立学校条例及び野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例、議第14号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、議第15号野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、議第16号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議第17号野洲市介護保険条例等の一部を改正する条例、議第20号野洲市福祉基金条例を廃止する条例、議第21号平成20年度野洲市一般会計予算中、本委員会に付託されました関係予算、議第22号平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第23号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第24号平成20年度野洲市老人保健事業特別会計予算、議第25号平成20年度野洲市介護保

険事業特別会計予算、議第26号平成20年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第33号平成19年度野洲市一般会計補正予算（4号）中、本委員会に付託されました関係予算、議第34号平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第35号平成19年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（2号）、議第36号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上の19議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第6号、議第10号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号、議第20号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第33号、議第34号、議第35号、議第36号については、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第21号については、賛成多数にて可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号後期高齢者の命とくらしを守るための緊急請願書については、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査の結果の報告といたします。

よろしくお願いたします。

○議長（林 克君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。  
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第12番、中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 12番、中島一雄です。

去る3月6日の本会議におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月21日及び24日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第7号野洲市生活環境を守り育てる条例、議第18号野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例、議第19号野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例、議第21号平成20年度野洲市一般会計予算中、本委員会に付託された関係予算、議第27号平成20年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第28号

平成20年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第29号平成20年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第30号平成20年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第32号平成20年度野洲市水道事業会計予算、議第33号平成19年度野洲市一般会計補正予算(4号)中、本委員会に付託された関係予算、議第37号平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(4号)、議第38号平成19年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(2号)、議第39号平成19年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(1号)、議第40号平成19年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(1号)、議第41号市道路線の認定及び廃止について、以上条例関係3件、予算関係11件、その他1件、合計15件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、議第7号、議第18号、議第19号、議第27号、議第28号、議第29号、議第32号、議第33号、議第37号、議第38号、議第39号、議第40号及び議第41号の13議案については、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第21号及び議第30号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、可決された議第21号に対し、藤下委員から付帯決議を付したいとの発議があり、議第21号平成20年度野洲市一般会計予算に対する付帯決議を賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長(林 克君) これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただちにただいま議題となっております議第4号から議第41号まで、及び請願第1号の各議案について、順次討論及び採決をいたします。

まず、議第4号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第4号野洲市地域安全センター条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに

賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第1号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第5号については、討論通告書が提出されていますので、これを許します。

第17番、小菅六雄君。

○17番(小菅六雄君) 議第5号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う野洲市固定資産税の特例に関する条例について、反対討論を行います。

本議案は、企業立地促進法に基づき、野洲市が国の計画同意を受け、向こう5年間でIT企業の集積誘致を行うにあたり、その企業に対する固定資産税の免除を行うための条例制定であります。

いずれにしましても、私ども日本共産党市議団はいわゆる企業誘致そのものに反対する立場ではありません。しかし、市のまちづくりのあり方、開発のあり方、そして、その中の企業誘致のあり方、さらには、これによる市の財政と税収、また市民生活、暮らしにとってどうなのかを十分検証し、将来の方向を見据えた検討がもっと必要と考えます。

ご承知のように、これまで全国的に自治体間で企業誘致合戦が行われ、誘致企業に対する税の減免や補助金交付に関する条例などを制定し、推進してきました。これは野洲市でも同様でありまして、工業振興条例を制定し、企業への補助金を補助を行ってまいりました。

しかし、私は、これらの施策は必ずしも成功したとは言えないのが実態と思います。昨年12月議会でも言いましたが、本市でも乙窪工業団地の企業誘致の失敗、また、多額の法人税を納めていたIBMが撤退したことや、今回、企業集積地の村田製作所も国の大企業優遇税制の外国税額控除により、市の法人税納付がこれまで不安定になったときもあります。つまり企業誘致に頼る市財政は不安定な財政運営を生み出します。とりわけ今回、IT企業に偏る計画ではなおさらだと考えます。

2点目に、今回、企業立地促進法に基づき、固定資産税免除を規定し、進出企業に特別の優遇措置や支援策を行う中で、税収増また雇用の効果を強調されていますが、議案質疑の際にも言いましたように、市が主張されるほど確実に安定的なものか疑問であります。

雇用面でいいますと、昨年12月議会でも紹介しましたが、デジタルカメラ生産拠点の

キヤノン、安岐事業所、大分県であります。従業員2,900名のうち2,000人が非正規、派遣、請負であります。その結果、契約期間の短い人は安岐町に定住せず、人口は、2000年当時、1万人を超えていたのが、2006年では1万人を切るなど減少しています。

また、今議会でも紹介されましたが、亀山市のシャープ工場では正規雇用2,200人のうち地元採用は創業以来21人と1%にも満たないものとなっています。また、全従業員3,972人のうち派遣請負が1,733人であり、実に44%が不安定雇用であります。そこで、人口については、シャープ創業から5年間で949人ふえたとしていますが、外国人労働者もふえており、不安定雇用の労働者の増加になっています。

これらの事例から見まして、今回、野洲市の計画では5,000人の雇用創出と言われていますが、当然、大多数は野洲市で新規雇用が図られるものではありません。加えて、今日、非正規雇用が増大する中で、正規雇用による野洲市への定住と個人市民税の増収は、現時点で甚だ疑問であります。非正規雇用の増大は全国的課題問題だとして、市はこれまでの答弁で進出企業に対して雇用実態調査や正規雇用の義務化を申し入れるなど、これらは権限外として否定される中、なおさらであります。にもかかわらず、雇用5,000人のうち4分の1が野洲市に住むとして、5億円の個人市民税の増収となると答弁されましたが、私は、これらの見込みは、試算は甘いと考えます。このような推進では、進出企業そのものは各種の優遇策が行われるにしても、雇用や税収、ひいてはまちづくりと活性化に本当につながるのか、これらの検証、検討が十分されたとは考えられません。

いまひとつ、まちづくりと今後の均衡あるまちの開発などを検証しました場合、県下有数の米生産地として優良農地を転用していいのか。また、IT企業で懸念される地下水あるいは土壌汚染の危険などの検討課題もあります。

以上、いろいろ述べましたが、今回の法律に基づく計画と本条例は、将来のまちづくり、市財政と市民の暮らしにとって極めて検証が不十分であり、反対するものであります。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議第5号企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う野洲市固定資産税の特例に関する条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。



(多数起立)

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第5号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

先ほど議第1号と申し上げましたが、議第4号ですので、修正いたします。

次に、議第6号については、討論通告書が提出されていますので、これを許します。

第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 議第6号野洲市後期高齢者医療に関する条例について、反対討論を行います。

議第6号の野洲市後期高齢者医療に関する条例は、一昨年6月、国において医療制度改革と称してさまざまな医療改悪が行われた一つであります。この医療改悪の内容を国民が知り、昨年の参議院選挙では自民・公明政府に対してノーの審判を下しました。その結果、70歳から74歳までの2割負担にするのは1年延期されました。また、これまで扶養家族で保険料を納めていなかった75歳以上の後期高齢者の保険料は半年延期し、半年後は保険料の1割負担、その後は通常どおりの保険料を徴収することに変えましたが、負担がふえることには変わりありません。

後期高齢者医療制度は75歳以上を別立ての保険制度にし、すべての高齢者から保険料を徴収します。野洲市での対象者は4,316人です。そのうち、有無を言わず年金から天引きされる特別徴収は3,000人、年金が月1万5,000円以下の人からは普通徴収として納付書による支払いになり、野洲市では1,500人です。また、これまで社会保険の扶養家族として保険料を納めなくてもよかった人900人からも徴収します。

質疑でも提案しましたが、千葉県浦安市では、後期高齢者の方に対して臨時給付事業として年間1万円を2年間補助する提案が出されており、野洲市でも4,100万円あればできると答弁されました。全員に給付できなくても、これまで保険料を納めなくてもよかった人など、普通徴収の方だけでも救済すれば1,500万円程度で済みます。滞納され、保険証が交付されないというようなことが起こらないような救済が必要と考えます。

野洲市では合計4,500人の後期高齢者保険ですが、そのうち2,950人、65%が所得割がかからない人です。また、7割軽減が1,200人、5割軽減が120人、3割軽減が300人と、軽減をされる人たちは合計で1,620人です。減免の対象というような状況であります。

滋賀県後期高齢者医療連合会は、所得割を6.85%、均等割3万8,175円、平均

7万2,955円と決めましたので、ここに年金140万円の方ならば、5万2,000円の介護保険料が加算され、約12万5,000円となり、月1万円の負担になります。後期高齢者医療保険料は2年ごとの保険料の見直しがあり、医療費の増大と加入者の増により、保険料が12%、15%と自動的に引き上げられる仕組みであり、2年ごとに確実に保険料は引き上げられます。2025年には12.9%になると出されておりまして、17年後の2025年には平均が9万1,193円となり、1万8,239円も引き上げられることとなります。保険料だけは自動的に引き上げられ天引きされる一方、受けられる医療は制限を加えます。また、特定健診も慢性病のある人は除かれます。保険証の取り上げも行うことができるようになっていきます。

75歳になった途端、これまで夫婦で国保に入っていた人は別々の保険になります。また、これまで息子夫婦の扶養家族だった人も別々の保険になります。このような年齢による別立ての医療保険制度は世界中ありません。同じような制度の介護保険制度は65歳以上が加入されています。年金天引きであり、無年金者や1万5,000円以下の人は普通徴収となり、納付書による徴収となっています。

野洲市では9,146人が対象であり、そのうち納付書による徴収は726人です。このうち滞納されている方は、第1段階の生活保護世帯や福祉年金の方で6人、第2段階の市民税非課税世帯で年金80万円以下の方が35人、第3段階で年金80万円以上の方が6人、第4段階で市民税本人非課税の人が30人、第5段階市民税課税所得で200万円未満の人が42人、第6段階で所得200万円以上が10人、合計126人の方が滞納ということになっております。このうち後期高齢者に属する75歳以上の方が25人おられます。この25人の方は保険証が交付されない状況に追い込まれることとなります。

今回の制度は若者に負担をかけないためとか、現役世代のためとか言われていますが、とんでもありません。この制度がつけられた目的は、高齢になれば心身の機能が低下し、入院もふえ、医療費がかかる。社会保障給付費を抑制しないと財政や経済が大変になると、高齢者を邪魔者扱いし、団塊の世代が後期高齢者になったとき、国の財政負担をふやさず、国民負担と医療費を抑制するためであります。将来高齢者になるすべての国民から医療を奪いとる制度であります。

日本の総医療費はGDP8%であり、サミット参加7箇国で最下位です。また社会保障給付費はGDPの17.5%であり、イギリスが22.4%、フランスが28.5%、ドイツが28.8%と比べても大きく立ち遅れています。しかも、昨年10月に行われた経

済財政諮問会議に出された試算では、高齢者のピークの2025年でもGDPの14から18%に抑え込むとしており、消費税を増税しても、社会保障給付の維持でなく、今より切り捨てる内容になっています。税金の使い方を無駄な公共事業や大企業への減税、そして、アメリカ言いなりの軍事費などの浪費などでなく、国民生活優先に切り替えて、せめてヨーロッパ並みの社会保障制度にしていくべきであります。

4月実施の後期高齢者医療制度は中止撤回以外にありません。岐阜県大垣市では自民党議員が廃止の意見書を出し議決されました。日本医師会からも全面的な見直しを求める見解が発表されました。すべての国民の命と健康が守れるように、野洲市からも国に意見書を上げることを求め、本条例の反対討論といたします。

○議長（林 克君） 第1番、三和郁子君。

○1番（三和郁子君） 1番、三和郁子でございます。

野洲市後期高齢者医療に関する条例について、賛成討論をいたします。

本議案は、2006年の164回国会で議決された75歳以上の高齢者を対象とする他の健康保険とは独立した医療制度です。後期高齢者医療制度が4月1日の実施を受けて、同日施行の野洲市後期高齢者医療に関する条例を今議会に承認を求めているものです。

この医療制度は、高齢者から負担増が厳し過ぎるとの批判やいろいろの課題が提起され、必ずしも国民から歓迎されているとは思えない印象があります。戦後の日本をたくましく支えていただいた高齢者の皆様には、平穏に余生を暮らしていただきたいと強く願っている私としましてはこの制度に反対の思いがあります。

しかし、実施の事実は否めないものであり、適切な制度運営のための条例制定の必然性と必要性を認識いたします。この制度の課題提起と適切な市民対応を強く求めながら、当議案に賛成いたします。

まず、課題1といたしまして、国民健康保険の場合、実施主体は基本的に各自治体でした。しかし、後期高齢者医療制度の実施主体は都道府県単位の広域連合となり、自治体や個人の声が届きにくくなることから、きめ細かなフォローが求められております。

課題の2です。

75歳以上は加入者の生活状況や環境実態が把握されないまま後期高齢者医療保険に強制加入となります。このことは、個人の状況に関わらず、ややもすると事務的処理でことが運ばれる危うさがうかがえます。命が担保される気遣いが求められます。

課題の3です。

年金からの天引きによる強制徴収となります。後期高齢者医療保険料は年金月額1万5,000円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算が年金の2分の1を超えなければ自動的に年金から天引きされます。人によっては生活が脅かされ、医療を受けることができなくなり、命と引き替えの困窮者も出ることが予測されます。実態把握と命の担保をだれがするのか、施策が求められます。

課題の4です。

1年間保険料を滞納すると、国保と同様に、保険証に替わり資格証明書が発行され、さらに1年半滞納すると、医療給付が一時差し止めとなります。この厳しいペナルティーは、しっかりとした命を担保する対応をどのようにするのか、早急にまとめておく必要があります。後期高齢者医療保険の実施にあたっては、今申しましたように高齢者の方の命に関わる危うさが潜んでおります。しっかりした行政のフォローも求めながら、賛成討論いたします。

○議長（林 克君） 第12番、中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 12番、中島一雄です。

それでは、議第6号野洲市後期高齢者医療に関する条例について、賛成討論を行います。

我が国は、すべての国民が保険組合等の健康保険や国民健康保険に加入し、だれもが安心して医療を受けられることができる国民皆保険制度の下で世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきました。

しかしながら、ご承知のように急速な少子高齢化の進展、経済の低成長期への移行など大きな社会環境の変化により医療制度の見直しが必要となりました。本年4月から施行される後期高齢者医療制度はこうした社会情勢を踏まえて開始される新しい医療制度で、国民が将来にわたって安定的に持続可能な保険制度となるよう創設されたものと認識しているところでございます。

この制度の運営に必要な主な財源は、国、県、市の負担金、現役世代からの支援金と被保険者自身の保険料であります。今後医療費の増大が明確に見込まれる中、その負担については、現役世代が高齢者を支えていく基本的な構図自体は同じですが、高齢者世帯と現役世代の負担を明確化し、世代間で公平に負担することにより皆保険制度の持続を図るものと考えております。

こうしたことから、私は今後も医療の質を確保しながら、将来にわたって国民皆保険制度を持続し、国民の健康増進を図るためには今回の医療制度改革は必要であり、社会情勢

から見ても適切な制度であると思います。

提案されました条例は、関係法令に従い、この制度を円滑に進めるべく必要な条例であり、本市がすべき事務について明確化されるものであります。この新しい制度が適正に執行されることを期待して、賛成討論とさせていただきます。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第6号野洲市後期高齢者医療に関する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第6号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第7号については、討論通告書が提出されていますので、これを許します。

第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） 議第7号野洲市生活環境を守り育てる条例についての賛成討論を行います。

本条例につきましても、これまで長きにわたり検討され、今回、全面改正として提案されています。全体として上位法や、また、滋賀県公害防止条例の定めがない、いわゆる横だしの部分を中心とした条例の制定位置づけであります。全体としては評価するものではありますが、野洲市としての独自性について、今後、条例の施行にあたり、検討課題も含まれていると思います。

本市ではこれまでから地下水や土壌の汚染問題が大きな課題であります。四塩化炭素の地下水汚染ではいまだに汚染源や根本対策ができていません。また、今回の企業立地法に基づくIT産業の誘致・集積という点では、IT企業特有の汚染や公害発生も本来なら視野に入れなければなりません。

この点、条例に、地質、すなわち地下水や土壌に関する根本的な規定がありません。これについては県条例で規定されたということではありますが、市の独自性を発揮できるような体制を条例にも備えておくべきだったと考えます。

県条例にすべてをゆだねるということは、対策がどうしても県主導であり、例えば、例として、市独自の立ち入り調査権もないわけでもあります。こういう問題もあります。

次に、公害防止協定の問題では、企業が法律、条例を守り、公害防止の意識を高める上

でこの公害防止協定は極めて重要であります。もちろん、これまで市としても企業との間で公害防止協定の締結に努力をされてきたところであり、それは承知していますが、公害防止協定は努力規定となっています。本来、努力規定でなく、義務規定としている自治体は多いわけでありまして、この点でも今後の検討課題と言えます。

以上、全体としては賛成できるものでありますが、今後、条例施行にあたり、この種の出てくる問題・課題を十分検討・検証され、よりよい条例となるよう求めまして、賛成討論といたします。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第7号野洲市生活環境を守り育てる条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第7号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第8号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第8号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第8号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第9号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第9号野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第9号は総務

常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第10号については、討論通告書が提出されていますので、これを許します。

第16番、野並享子君。

○16番(野並享子君) 議第10号野洲市特別会計条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の条例改正は、後期高齢者医療の実施に伴っての挿入と、老人保健事業がなくなり、会計を23年3月31日で閉鎖するための条例であります。後期高齢者医療制度そのものに反対をしていますので、本条例に反対をいたします。

また、廃止される老人保健制度については、これまでの経過も含め、そして、今後懸念される問題点を述べたいと思います。

1973年、老人福祉法が改正され、老人医療費支給制度が創設されて老人医療費の自己負担の無料化が実現しました。1982年に老人保健法がスタートしたとき、65歳以上の高齢者の医療費は無料だったのを、300円の一部負担が導入され、その後、定額負担割合の引き上げや、対象年齢を70歳以上に引き上げられたりどんどんと改悪が進められてきました。有料化された老人保健法当初から日本共産党は反対をいたしておりました。2002年10月1日より、外来月額上限及び診療所の定額負担選択制が廃止され1割負担となりました。このときに対象年齢も段階的に75歳以上にすることが決められました。

老人保健の医療費がふえる。社会保険の扶養家族の老人医療費のその所属の社会保険料から拠出することになっておりますから、会計が大変になり、保険料を上げなければならない。保険料の2分の1は企業負担だから、その分を下げるために、65歳以上だった年齢を70歳に引き上げ、75歳にまで引き上げられてきたのです。

しかし、この老人保健制度は、本人の保険料の負担はありません。公費とそれぞれの保険者から拠出金を出してもらい、本人は窓口1割負担でした。また、65歳以上の障がい者や寝たきりの人も対象になっており、野洲市では253人の方がおられます。

後期高齢者医療に自動的に移行されますが、本人が申請すれば脱退することもできますが、今後65歳以上74歳までの障害認定を受けた人は厳しい選択を迫られます。

後期高齢者医療保険なら、保険料は75歳以上と同じ保険料を支払い、医療を受ける上限が決められた別建ての後期高齢者医療制度になり、1割負担となります。さらに健診も慢性疾患は対象外となります。

これまでどおり国保や健保を選択すると、保険料や医療内容は変わりませんが、そのかわりに窓口負担は65歳から69歳は3割負担、70歳から74歳が2割負担、これは1年延期になりますが、負担はふえます。

野洲市では、これまで重度心身障害老人等福祉助成費助成事業により、老人保健対象者で、身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級、2級、3級の方、また知的障がいの程度が重度と診断された方に対して医療費の減免が行われてきましたが、どちらの医療制度を選択されても障害認定は変わらないのですから、医療費助成の継続をされるように求めています。

以上、本条例に対する反対討論といたします。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第10号野洲市特別会計条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第10号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第11号については、討論通告書が提出されていますので、これを許します。

第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 次に、議第11号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の条例改正は、後期高齢者医療保険制度の導入に伴い、国保会計から後期高齢者支援金を出すため、①加入者から新たに支援金を徴収することと、②税率の改定、③減免条項、④限度額の引き上げ、そして、一連の医療改悪の中で、①保険税を年金から天引きすること、②特定健診の導入などであります。

野洲市の国保加入世帯は、平成19年度4月で7,471世帯、1万4,825人が加入しています。

今回資産割を廃止されます。これまで税金の二重どりと言われていた問題を解消し、改善されることはいいことでもあります。

野洲市の保険年金課の調べでは、75歳以上の後期高齢者医療保険に入る対象者は4,316人で、そのうち国保からは3,400人、79%が国保から移行になります。



この後、後期高齢者医療保険に移行し、県連合会として広域で運営され、0歳から74歳の保険料4割、75歳以上1割負担、国が4、県が1、市が1と負担割合が決められています。国保会計で74歳以下の方から支援金という名目で保険税を徴収し、県の連合会に支出することになっています。20年度の国保特別会計で支援金として2億3,382万1,000円徴収し、連合会に4億8,354万2,000円支出することになっています。

この支援金の徴収限度額は12万円であり、289世帯が限度額徴収になると予想されています。資産割が廃止され、医療分は減額されますが、新たに支援金が徴収され、プラスマイナス所得割で1.2%の増、均等割で2,400円の増、世帯別平等割で2,100円の増になり、当局の試算では1人平均1,832円の増税になるということが言われていました。国保税の引き下げを求めているにもかかわらず、引き上げるということは、新たな滞納者増になるのではないのでしょうか。

さらに、今年10月から国保税が年金天引きになることであります。野洲市では1,900世帯が65歳以上74歳までの年金受給者の世帯で、年金が月1万5,000円以上の世帯主から天引きされます。

銀行振り込みと変わらないように思われている方もあります。しかし、銀行振り込みは残高がなければ落ちません。生活優先です。しかし、年金天引きというのは、生活がどうであろうとむしりにとってしまう非情な収奪です。

18年度決算では、国保税の退職者の方の収入未済額が1,400万円余りあります。遅れながらも支払われていると思います。高過ぎる国保税を下げるのではなく、本人の了解もなく天引きするやり方は撤回以外にありません。

保健事業も特定健康診査に変わりますが、重大な問題が含まれています。

まず第1点目はペナルティーの導入です。これまでは早期発見・早期治療が健診でした。今後、健診の目玉はメタボリックシンドロームの予防と改善、メタボの予防・改善を求められ、受診率と改善率が悪いところに特定保険料の加算というペナルティーが課せられます。つまり健診の受診率が悪い、肥満の加入者が多い市町村は保険料が値上げされるということになります。そんな中、神奈川県機械メーカーが、再雇用の条件として、「肥満でない」という項目を付けたり、中堅の機械メーカーが、「メタボ体型の採用を見送る」などという事態が発生し、労働者の人権侵害が生まれつつあります。

第2点目は、特定健診が住民・労働者の負担増になるという問題です。これまで老人保

健法では、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担してきました基本健診が廃止され、健診の実施主体は国保に移ります。市町村分は国保財政から拠出され、これまで低額負担だった健診を値上げする動きもあります。野洲市の20年度国保特別会計では、特定健診事業として5,900万円計上されています。さらに、これまで40歳以上すべての住民が対象でしたが、75歳以上は対象外となり、後期高齢者医療では各広域連合の判断に任されています。それぞれが健診事業を行うことになりますが、費用は保険料や利用者負担になり、早期発見・早期治療の健診から外れてしまいます。

第3点目は、健診事業の営利化です。健診を医療機関に委託することになっています。これを経団連は民間フィットネスクラブなどに開放する規制緩和を要求しています。厚労省は、健診・保健指導機関の自由で公正な競争、また、民間の事業者も含め、多様な機関へのアウトソーシングという方向を打ち出し、健康ビジネスの食い物にされる可能性があります。また、住民の健康データ蓄積を活用するシステムが必要になり、新たな外部委託もされる方向です。ここでも早期発見・早期治療で国民の健康保持に対する国の責任を後退させ、一部の企業の食い物にされる問題があります。

今回の条例改正は、これまでの医療保険制度を大きく改悪するものとなっており、国の責任としての社会保障制度を崩壊し、自己責任に転換しようとしており、到底認めるわけにはいきません。市民と一番の接点にある職員が心を痛めています。

今、順次、保険証が送られてきていますが、あまりにも薄っぺらな保険証に怒りの声が上がっています。また、これから年金から保険料が天引きされていき、またもや窓口で怒りの声が届くと思います。

長生きが喜べる社会にならなければ、世も末です。全国民の怒りを代弁して、議第22号の国民健康保険特別会計や、また議第23号の後期高齢者特別会計にも反対し、反対討論といたします。

○議長（林 克君） 第5番、奥村治男君。

○5番（奥村治男君） 5番、奥村治男でございます。

ただいま議題となっております議第11号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ただいま野並議員の反対討論に対しまして、私は次のとおり賛成討論を行います。

国民保険制度の基盤をなし、地域医療の確保と地域住民の健康増進に重要な役割を果たしてきた国民健康保険制度は、近年の急速な少子化・高齢化や医療費の増加等によって、

その財政状況は非常に厳しくなっており、この医療保険制度を抜本的に建て直すため、平成20年4月からは医療制度改革が本格的に実施されることになっていますが、今回の条例改正におきましては、この医療制度改革関連を中心に幾つかの改正点が挙げられております。

上位法の改正に伴う部分では、税算定における後期高齢者支援金分の創設と前期高齢者の年金からの特別徴収の実施、また、制度改正における激変緩和のための経過措置などが挙げられております。

そして、これらの新しい枠組みにあわせて、適切な税率の設定や、低所得者に対し配慮した資産税制の廃止などが挙げられているところでございます。

これら幾つかの改正点の中でも、判断に迷うのが税率の改正ではないかと思っております。

しかし、言うまでもなく、国民健康保険制度は相互扶助制度であり、医療というサービスを提供するために必要最低限の負担について、加入者をお願いすることが経営者たる保険者の責務であると思っております。

ただ単に税率を抑えるための安易な繰り入れ等は将来につけを残し、結果として財政状況を悪化させるだけなので、経営責任を考えた場合、厳に慎むべきであると思っております。

今回の改正におきましては、資産税割の廃止や新制度における軽減等の経過措置を盛り込むなど、低所得者に対して配慮すべき部分をきちっと配慮された上で、必要最低限の税率の改定や前期高齢者の特別徴収の実施規定を盛り込むなど、経営的な観点から本市の状況に応じた改正を提案されております。

以上のことから、税率の改定以外の改正も含め、今回の条例改正は、医療制度改革における新たな国民健康保険事業の安定的な運営に向けた必要かつ適切な改正であると判断するものであります。

よって、私は、議第11号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について賛成いたします。

議員各位におかれましては、本議案の趣旨にご理解をいただき、賛成いただきますようよろしくお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第11号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第11号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第12号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第12号野洲市国民健康保険高額療養費及び出産育児一時金貸付基金条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第12号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第13号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第13号野洲市立学校条例及び野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第13号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第14号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第14号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第14号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議第15号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第15号野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第15号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第16号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第16号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第16号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第17号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第17号野洲市介護保険条例等の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第17号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議第18号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第18号野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第18号は環

境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第19号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第19号野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第19号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第20号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第20号野洲市福祉基金条例を廃止する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第20号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第21号については、討論通告書が提出されていますので、これを許します。

第1番、三和郁子君。

○1番(三和郁子君) 1番、三和郁子でございます。

議第21号平成20年度野洲市一般会計予算について反対討論をいたします。

平成18年5月に、従来の財政運営を継続するならば、基金を取り崩し、財源を補っても、20年度には基金が枯渇し、21年度には25億円の累積赤字に達し、財政再建団体に転落する非常事態が見通されることから、18年度から22年度を目標年度とする改定を含む財政健全化計画の実施中にあり、平成20年度はその中間年度に当たることは周知のとおりでございます。

市長は、20年度予算編成方針の中で、20年度も同様に基金での資金手当が必要となり、依然として基金残高は減少を続け、今後数年で基金の枯渇が予想されると述べられておられます。また、19年10月に策定された改定健全化計画の中では、この計画を着実に実行しても、残念ながら、いまだ完全に収支バランスがとれる状況には至っていないと

述べられ、危機脱出の道筋が見えていないことへの警鐘を鳴らし続けておられます。

この背景、観点から、財政健全化計画半ばの20年度予算は緊縮予算であることが最低条件であり、極めて重要な位置づけにあることは議員の皆様も異論のないところと考えます。

では、反対の根拠を述べます。

まず、主たる財源として、とらの子の基金取り崩しや起債に依存しなければならないにもかかわらず、前年度対比6.1%の大幅膨張予算となっております。最上級の危機管理のもと編成された予算であったとすれば、財政構造改善に有効な手法の考えが見受けられるとはいえ、だれもが緊縮の文字が見てとれるものでなくてはならなかったはずです。しかも、増収分も使い切ったの前年度比6.1%の膨張予算には疑問であり、従来の財政運営に類似点が見られます。この観点からすれば、この1点のみでも反対の十分な根拠になると私は考えますが、議員の皆さんはいかが判断されますか。

次に、精査不足と思われる若干の指摘をいたします。

第1点ですが、時間外手当予算は、会計区分総計で毎年度ほぼ1億1,500万円の予算計上となっております。

一方、予算執行率は、実績あるいは見込みから類推し、ほぼ80%です。このことからすれば、9,200万円から最大で1億円が妥当な予算額であり、1,500万円が不要な予算計上であり、明らかに精査不足と判断されます。

第2点です。年額2,000万円の債務負担行為として、20年から24年の5年にわたり合計1億円です。中小商業活性化促進事業補助金の予算計上であります。環境経済常任委員会で付帯決議が可決されたといえども、この補助金には3つの疑問点があります。

その1つは、本事業が予定されている場所は、商業区域にある市有地と認識すると同時に、市民共有の財産です。不足している財源確保のため、市は市有地の売却処分を検討している最中に、中主商工会に貸すこと自体、不自然であり、大きな問題だと考えます。

その2つは、中主商工会では、平成21年の野洲商工会との合併に向けて準備が進められている折から、中主商工会への補助金は不公平感もあり、混乱を招くおそれもあります。

その3は、補助金執行にあたっては、その事業計画の適正や是非を精査の上、予算付けされるのが常と心得ますが、当該事業に係る計画効果、経費などが提示されていないと認識します。民間であれば、根拠のない事業への予算付けはまずあり得ません。これだけ補助するからご自由にお使い下さいでは、市民の税金、市有地の使い道として説明責任が果

たされていない精査不足の予算付けではないでしょうか。

第3点です。有隣館建設についてです。老朽化した有隣館を見直すことには反対ではありませんが、今の有隣館に近い場所に新規に建設用地を買収し造成してまで建設する必要があるでしょうか。合併特例債事業といえども、償還を伴う債務を抱えます。行政評価システムに照らして将来的に維持管理費が伴う箱物建設が当市にとって本当にメリットがある事業と判断されるものでしょうか。この案件についても精査不足と認識します。

第4点です。教育研究所事業費についてです。国際的にも、日本の子どもたちが優れていたと言われていた科学的・数学的応用力などの学習到達度が年を追って低下していることから、教育関連法の改正を伴い、20年度から本格的に教育再生を図ろうとしております。当市の教育現場にも独自の教育ノウハウ構築とその成果が求められます。

このような背景の中、教育研究所はますます重要な位置づけのもと、その存在意義を発揮しなければなりません。議案質問の答弁において、その役割は重要かつ機能させていかなければならないとの当局の認識をお聞きいたしました。しかし、20年度予算では44万2,000円、うちほぼ50%が報償費しかありません。

市長は、子どもたちの教育、日本一の自治体を目指していると以前述べられました。このわずかな予算で将来の日本を担う当市の子どもたちに役立つ教育の研究や研修が行えるでしょうか。民間企業では研究開発費用と企業の成長度は比例関係にあると言われております。研究開発に人、物、お金を惜しんでは成果を得ることができません。

このような観点から、この少額予算は少な過ぎるという意味において、精査不足と認識いたします。

以上、反対の根拠を申し述べましたが、このような精査不足は予算の肥大化や予算があるから使い切るといった無駄につながります。また、予算不足は十分な成果につながりません。

最後に、20年度予算案書提出の前に十分な資料提示、説明をされることを申し述べ、20年度予算案の是非について、議員の皆さんの賢明なご判断を求めつつ、反対討論いたします。

○議長（林 克君） 第22番、荒川泰宏君。

○22番（荒川泰宏君） 第22番、荒川泰宏です。

議第21号平成20年度野洲市一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

我が国の経済は、このところ続いている原油価格の高値による石油関連製品の高騰や中



国冷凍食品の薬物混入問題の食品価格に与える影響等により、消費者物価が上昇傾向にあります。さらに、為替レートにおいては、急速に円が高騰し、17日には12年7カ月ぶりに1ドル95円台という円高ドル安となり、これまで好調とされてきた輸出関連企業にも大きな影響が出てくると見られるなど、経済の先行きに不安を与える状況が広がっています。

また、国においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007」で定められた歳出改革を着実に実施し、歳出改革路線を堅持するとしておりますし、県においても、新たに財政構造改革プログラムにより、財政健全化に向けた取り組みを進めていくとされ、こうした国や県の動向は市町村に対して大きな影響を与えているところであります。

平成20年度一般会計予算を見ますと、この厳しい財政状況の中ではありますが、行政評価や事務事業評価の結果を踏まえながら、野洲市総合計画に基づく行政課題の解決のための経費を積極的に盛り込まれ、さらに行政改革と財政健全化に向けて人件費や公債費などの経常経費を抑制しようとする意図がうかがえる内容となっており、限られた財源の中で、野洲市の将来都市像を見据え、重点的かつ効率的な予算編成に努めようとする姿勢があらわれています。

具体的に主要な新規拡充事業を総合計画の6つの基本目標別に見てみますと、1つ目の「豊かな人間性をはぐくむまち」の実現のための施策としては、子どもたちが安心して授業が受けられる良好な環境を確保するため、義務教育施設の耐震化に向けた各種の事業を、また、少子化問題に対応するための次世代育成支援行動計画策定ニーズ調査や、老朽化が進む有隣館の建設整備事業など、教育や子育て支援の充実と一人ひとりの人権を大切にすまの創造を目指されています。

2つ目の「人々が支え合う安心なまち」の実現のための施策としては、市民の安心・安全を守るため、災害等緊急時の情報を瞬時に提供するための全国瞬時警報システムの導入、待機者の多い介護保険施設増築等に対する補助、発達に支援を要する人に係る総合相談窓口となる発達支援センターの開設など、健康で安心な生活を送ることができるまちを目指されています。

3つ目の「美しい風土を守り育てるまち」の実現のための施策としては、琵琶湖の環境保全のためのヨシ群落再生事業や、開館20周年に合わせた歴史民俗博物館の展示リニューアルなど、自然や地球環境の保全と創造に重点を置いたまちづくりを目指されています。

4つ目の「地域を支える活力を生むまち」の実現のための施策としては、工業の育成及

び企業立地の推進を図り、工業の振興及び雇用の創出のため工業振興助成金の交付を行うなど、地域産業の振興を図り、安定した就労により安心して働けるまちを目指されています。

5つ目の「うるおいとにぎわいのある快適なまち」の実現のための施策としては、旧中主地域における新市街化区域拡大に向けた調査や、篠原駅及び駅周辺都市基盤整備の推進、また野洲川右岸線道路改良工事の継続など、ユニバーサルデザインの視点に立った利便性の高い都市空間の創造、快適な居住空間の確保を目指されています。

6つ目の「市民と行政がともにつくるまち」の実現のための施策としては、市民の知恵と力を活かした協働のまちづくりを目指したまちづくり協働推進センター事業、市税等の納入の利便性を図るコンビニ収納システムの導入など、市民・企業・行政が交流、連携し、協働することにより地域を支えていくことを目指されています。

厳しい財政事情の中ではありますが、これらの財政運営は、必要なこと、やらなければならないことは確実にまいながら、この厳しい財政状況を乗り切らなければならないという非常に難しい舵取りが求められており、そのためには、やはり行政改革及び財政健全化計画を着実に推進していくことが大切であると考えますので、今後、市民の皆様のご理解とご協力を得ながら大胆かつ着実な改革を進めていただき、将来にわたる安定したまちづくりの推進に努力していただくことを要望します。なお、過日の環境経済建設常任委員会の審査の中で付帯決議された中小商業活性化促進事業補助金については、決議の内容を十分尊重し予算執行されることを求め、平成20年度野洲市一般会計予算についての賛成討論を終わります。

○議長（林 克君） 第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） 議第21号平成20年度野洲市一般会計予算について、私は反対討論を行います。

ご承知のように、昨年来、小泉構造改革路線により、住民税増税、定率減税の廃止、高齢者をねらい撃ちにした大增税。さらには医療・介護、障害者施策など一連の社会保障制度の改悪により、負担増、サービス切り捨てが行われてきました。

一方、雇用問題でも、生活不安を一層拡大させる非正規雇用の拡大、また日本農業と集落を破壊させる農政の推進など、あらゆる分野で国民全体に痛みを押し付けています。

こうした中で、市行政が市民の暮らしを守る防波堤となることが求められています。この立場から、平成20年度市予算案では、中主小学校のトイレ改修や教育施設の改築、耐

震改修などの予算、また妊婦健診補助を拡充されたこと、さらには多重債務問題などをはじめ、市民の生活相談活動の体制強化や市民生活相談室を設置されることなど、これまで市民の世論と運動、また議会質問で要望してきたことなどが反映されたことについては評価できるところもございます。また、県財政構造改革プログラムと関連して、市長がこれまでの本市における乳幼児医療費無料化制度の維持のための予算を編成されたことについても評価をいたします。

なお、この問題では、知事提案の県当初予算案から、福祉医療費助成の復活を求める修正案が、24日、県議会本会議で可決されました。県議会では、民主党は反対しましたが、日本共産党、自民党、公明党の3党の賛成多数で決まりました。これも県民の運動の成果でありまして、当然のことだと考えます。

いずれにしましても、市長は、引き続き、今後、県財政上の無駄遣い、公共事業や箱もの事業の見直し、その中で県民の暮らしを守る県財政、つまり構造改革プログラムの見直しを主張されるよう、この際、求めておきたいと思います。

具体的に、本市予算案の問題であります。先に申し上げましたように、市民の暮らしにかかわる予算を盛り込み反映された面があるものの、全体として、期待に応えるものになっていないと考えます。

1点目ではありますが、今、社会的・政治的に大きな問題となっております不安定雇用に関する市の取り組みの問題であります。代表質問や常任委員会でも指摘しましたように、今、派遣労働者の増大、企業のリストラ・合理化で非正規雇用労働者は増大の一途であります。このことによりあらゆるゆがみが出ています。ですから、この問題は、単に国のことという問題だけではありません。地方自治体といえども、市民の暮らし、雇用を守る対策が求められています。にもかかわらず、市内企業の雇用実態調査や指導はしないという立場であります。

また、本市の職員を見ても、全国的に嘱託やパート職員の比率が約20%と言われる中、本市では30%を超えています。さらに3年を経過し、新たに応募してもらった上で採用の適否を決めていると言いながら、実際は、3年を超えている職員がいます。これは労働法制の原則から反しています。このような状態から脱し、市民への奉仕者として必要な部署と業務には適正な職員配置、正職員化などが必要であります。また、臨時職員の賃金など、労働条件の改善を行うことも必要であります。しかし、これまでの答弁、あるいは本予算ではその努力は見られていません。

次に、同和行政の問題です。

本定例会市議会では同和行政の事業や予算についての問題が数多く議論されました。私は、結論的には、代表質問でも言いましたように、長年の市民の努力・取り組みの到達から見て、同和行政は終結すべきものと考えます。にもかかわらず、本定例会での答弁は、「基本計画5カ年の中間年である平成20年度に見直し・検討をしたい」と答弁しながら、その一方で、「差別ある限り、法律のあるなしにかかわらず必要」として、矛盾した答弁で、平成20年度予算では、19年度の事業と予算を踏襲しています。つまり終結の保障のない予算であります。

同時に、教育長は教育方針で、教育目標の第1番目が、同和教育を中心とする人権教育である旨の教育方針と代表質問による答弁でその旨の答弁をいたしました。この立場を基本にした事業と予算の計上でもあります。これは明確に間違いだと考えます。質問のときにも言いましたように、あえて人権と言うなら、今日、必要なことは、人間を大切にする市民道徳と社会的道義の育成であります。

加えて問題なのは、特定の運動団体である部落解放同盟への機関紙誌の大量購入をはじめ、同団体が事実上主催すると言われている各種集会や講座への参加に対して負担金や補助金を計上されています。これは特定の運動団体に追随した行政であり、行政の民主主義を著しく逸脱するもので、公平で市民本位の行政を求める市民のねらいに反するものであります。

なお、この問題では、本定例会では有隣館の建て替えが問題となりました。この問題では、これまでの市の説明では、「第2種社会福祉施設であり、広く市民を対象にした施設である」と言っていましたが、実際は、平成14年8月29日の国の社会・援護局通知による「隣保館の設置及び運営について」を見ますと、隣保館の設置基準、補助基準は、隣保館事業を地域住民と周辺地域に規定しています。つまり、このままでは、文字どおり、広く市民を対象にした福祉施設となるのか、議論の中で問題が出てきたわけであります。この点、答弁では明確な回答はなかったと思います。結果として、引き続き同和行政の継続がされる懸念が含んでおり、私は、文字どおり、全市民を対象に視野に入れた福祉施設とすることが必要と考えるものでありまして、大いに検討を求めます。

次に、中小商業活性化補助の問題であります。この問題については、今日、相次ぐ大型商業施設の進出、とりわけ大型商業施設の店舗面積比率は、滋賀県は、あるいはこの湖南地域においては全国的にもトップレベルでありまして、地元中小商業者を脅かしています。

これに対して、行政が地元商業の活性化と支援を行うことは当然でありまして、今回、市が商業支援そのものを行うことに、私は何ら異議があるものではありません。

しかし、今回の提案を見る限りでは、補助の決定経過と目的、２番目に補助後の運営方向、また３点目には、最も大事な点であります。今回の補助による事業が地元商業者に対して有効な支援策となるのか、これらの点が、現時点で市の説明では納得させるものにはなりません。この点では、先にも述べられましたように、２１日の環境経済建設常任委員会では、中小商業活性化促進事業補助金に関する付帯決議がされました。つまり、この決議は、予算執行にあたり、事業に対して広く商工会の会員の意見を求めること、そして、商工会の総意として実施されること、さらには、中小業者の育成に寄与することを求めており、同時に、これらの事項について議会への説明責任を義務づけています。すなわち、この決議は今回の補助事業に対する問題点を明らかにしたものでありまして、市が予算執行にあたり、この決議に沿うものでなければ認められないという性格のものであります。もちろん法的拘束力はありませんが、市の答弁でも付帯決議を重く受けとめるとされており、よって、市当局におかれては、商業者、市民、議会が納得できる対応をされる必要があります。

最後に、いずれにしましても、今日の政府の構造改革路線のもと、地方自治体財政は困難を余儀なくされていることは事実であります。しかし、だからといって国の施策に追随することは許されません。この点で、財政改革の名のもと、外部評価制度を行い、施策の改善と称して、昨年来、市の施策の見直しを進めています。

しかし、市が言う切り捨てが目的ではなく、施策の改善という主張とは裏腹に、実際進められてきたのが、本予算案でも高齢者おむつ費助成、布団乾燥機サービス、また介護激励金など、福祉助成制度を削減、減額しています。この件では、市は、これまでの現金支給がどれだけ効果があったのかということで改善が必要と、このようなことを言っています。しかし、これまで市民の願いと行政自らが必要として実施してきた制度を自らが否定し、削減・減額することは許されないと思います。今議会でも在宅介護、福祉の必要性が議論されました。これをも否定するものであります。つまり、施策の現在の評価制度システムは、私は、改善とは名ばかりで、福祉施策の切り捨てが先行する何ものでもないと考えます。

以上、本予算案の問題点を述べましたが、市長におかれては、これらの指摘を十分念頭に置き、市政運営されるよう求め、本予算案には反対するものであります。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午後 2 時 4 5 分 休憩）

（午後 3 時 0 0 分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第 8 番、西本俊吉君。

○ 8 番（西本俊吉君） 第 8 番、ネットワーク野洲の西本俊吉でございます。

本会議に提案されている議第 2 1 号平成 2 0 年度一般会計予算について、私は文教福祉委員会に所属する議員として、委員会に付託された案件に賛成してまいりました。しかし、他の委員会に付託された内容に大きな疑問を感じ、反対討論を展開します。

本予算に計上されている款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費中、中小商業活性化促進事業補助金 2, 0 0 0 万円については、大規模店舗イオンの出店により、周辺地域の商業者がマイナスの影響を受けると予測した旧中主の商業者からの問題提起により、中主商工会に対する支援事業を行おうとするものであります。

環境経済建設常任委員会での審議において、中小商業活性化促進事業補助金 2, 0 0 0 万円、今後 5 年間で 1 億円の補助金は、中主商工会が進めようとしている構想段階では到底理解のできない内容であり、中小商業者に対する支援事業とならないことから、以下の観点で反対いたします。

1. イオンの誘致・開業に対しての地元中小商業者の活性化を目的としている。しかし、具体的な実施計画が示されないままでの予算承認を議会に求められることは予算の目的に対する条件が十分な内容であるとは感じられない。

2. イオン誘致時点での中主商工会との約束とされているが、旧中主町民や市民に対し、このことが公表されていない密約状態であり、その経過について不透明さがある。

3. 今般、議員に対し資料提出された施設設置基本構想を見る限りにおいては、地元商業者の要望が実現できるとは考えられません。また、中主商工会直営の事業でなく、民間企業を立ち上げて事業化ということであれば、資金力のある一部の企業育成のための補助金となり、地元で商業を営まれる中小零細商業者の商業活性化につながらないと判断いたします。

4. 平成 1 8 年度の基本構想に対し、中主商工会に加盟されている商業部会会員の方々からもこの点に関して疑問点の声が私どもに寄せられております。また、守山市や草津市に関西でもトップクラスの大型店がこれから進出することから、商業者の活性化を図る必

要性は、旧中主地域のみでなく、野洲市全体の商業者としての課題であろうかとも思います。

以上の理由から、一般会計予算案の全般に対する反対の意思ではないんですけれども、款7商工費に問題があるとの判断から、今回、一般会計予算案に反対いたします。なお、本件の付帯決議については、決議内容を尊重し、市民が納得できる行政執行に当たられるよう、あわせて切望いたします。

各議員におかれましても、賢明なるご判断のもと、賛同賜りたく、討論を終わらせていただきます。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第21号平成20年度野洲市一般会計予算は、それぞれの常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第21号はそれぞれの常任委員長の報告のとおり可決されました。

議第22号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第22号平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第22号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第23号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第23号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第23号は文

教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第24号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第24号平成20年度野洲市老人保健事業特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第24号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第25号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第25号平成20年度野洲市介護保険事業特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第25号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第26号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第26号平成20年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第26号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第27号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第27号平成20年度野洲市下水道事業特別会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。



(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第27号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第28号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第28号平成20年度野洲市墓地公園事業特別会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第28号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第29号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第29号平成20年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第29号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第30号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第30号平成20年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第30号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第31号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第31号平成20年度野洲市土地取得特別会計予算は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第31号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第32号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第32号平成20年度野洲市水道事業会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第32号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第33号については、討論通告書が提出されていますので、これを許します。

第17番、小菅六雄君。

○17番(小菅六雄君) 議第33号平成19年度野洲市一般会計補正予算について、私は反対討論を行います。

本補正予算では、歳入におきまして財産売却収入で乙窪工業団地造成時に特定の企業のため設置された橋を払い下げた収入分314万9,000円が計上されています。これは、この間、一貫して主張してきましたように極めて不当な払い下げ価格であります。代表質問のときにも言いましたように、そもそも平成11年当時設置されましたこの橋は、この時点で工場団地の造成による土地の整形で、旧中主町と近江ニスコとの土地の交換が行われること、これにより農道が廃止されることにより橋の設置が必要でないことがわかっていながら設置されたものであります。つまり特定の企業のため設置された橋であります。ですから、あえて払い下げるといふならば、当時の設置費用で払い下げるのが当然であります。

にもかかわらず、今回、市は通常の普通財産の払い下げ規定に基づき、当時、428万4,504円の費用で設置された橋を、減価法に基づき、314万9,000円で払い下げました。約100万円、市に、私は損害を与えたものと考えます。これは、行政のあり方が根本的に問われる問題でありまして、市民の納得も得られないと思います。

2点目に、本補正予算では、減額補正ではありますが、同和関係予算で、事実上、部落解放同盟が関係し主催する全国高校生集会などの補正予算、減額補正が計上されています。これについても、常任委員会では、市は必要な補助と答弁、終止されるなど、同意できるものではありません。

以上、2点の問題を指摘しましたが、いずれも行政の民主主義、また、公平な行政であるかどうか問われている問題でありまして、市長におかれては、いま一度、市政のあり方について、自ら検証されることを求め、反対討論といたします。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第33号平成19年度野洲市一般会計補正予算（第4号）は、それぞれの常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第33号はそれぞれの常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第34号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第34号平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第34号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第35号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第35号平成19年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第35号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第36号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第36号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第36号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第37号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第37号平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第37号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第38号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第38号平成19年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第38号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第39号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第39号平成19年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第1号）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第39号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第40号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第40号平成19年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第40号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第41号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第41号市道路線の認定及び廃止については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第41号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号については、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 請願第1号後期高齢者の命とくらしを守るための緊急請願書に対する賛成討論を行います。

今回、新日本婦人の会野洲市部から「後期高齢者の命とくらしを守るための緊急請願書」が出されました。紹介議員を代表して討論を行います。

今、順次、保険証が送られてきています。小さくて薄っぺらで、まるで高齢者の命を粗末にしたような保険証になり、あっちこちで怒りの声が上がっています。高齢者が集まれば、高齢者いじめの保険制度に対し話題沸騰です。知れば知るほど、この制度は中止・撤回しかないと明らかです。

1年半前に法律が決められましたが、あまりにもひどい医療改悪のため、実施前にいろいろ手直しが行われました。70歳から74歳までの一部負担を2割にすることは1年

延期、また、社会保険の扶養家族で保険料を納めなくてもよかった人は半年延期し、今年10月から通常の10分の1、来年4月からは通常の保険料になります。実施前に延期や手直しをしなければならない法律は根本的にだめです。野洲市から中止撤回の意見を上げるべきです。

また、資格証明書を国保並みに発行できる法律ですが、医療を受けることを排除するような仕打ちは憲法25条の生存権を脅かします。法律そのものを変える必要があります。滋賀県後期高齢者医療連合会が資格証明書の発行をすべきではありません。これも意見を上げていくべきであります。

普通徴収の方が野洲市で1,500人おられます。10割減免しても、1,700万円もあればできます。無年金の方や年間18万円の年金の方からも保険料を徴収すること自体、過酷と言わなくてはなりません。このような方から保険料を徴収するのをやめるためにぜひ国に意見書を上げるべきです。

請願の4点目にある診療や健診について、年齢で差をつけるやり方をしている国民皆保険制度をつくっているのは世界中ではありません。さらに混合診療など、保険適用から外すことを求めているのがアメリカの保険会社です。100兆円のビジネスと言っていますが、このまま進めば、民間保険の保険料を支払えない低所得者は公的な医療から排除されてしまいます。また、健診も75歳以上は、慢性疾患など持病のある人は健診から外すことになっています。早期発見・早期治療でなく、持病のある人は早く死んで下さいというような状況を政府が進めることに高齢者は怒っているのです。

だれもが年をとります。その後期高齢者医療保険は75歳以上の方の問題だけでなく、全国民の問題です。

文教厚生常任委員会で、若者の負担を考えれば仕方がない保険制度と言われた議員がおられましたが、その若者もいずれ高齢になるのです。高齢者が粗末にされるような社会保障制度を見て、日本社会に未来が見えるでしょうか。日本の国民はヨーロッパ以上に社会保険費を負担しています。健康保険料、年金保険料、窓口で1割から3割負担、国民皆保険制度を採用している国で3割も窓口で負担をしている国はありません。社会保障の財源を考える上で大事なことは、負担は能力に応じて、給付は平等にという応益負担の原則を貫くことでもあります。

今国会には民主党、共産党、社民党、国民新党の4党で後期高齢者医療制度の廃止の法案が今出されており、地方自治体の3割が意見書を採択しています。岐阜県大垣市では、

自民党の議員から廃止の意見書が出され、可決されています。全国から廃止や撤回を求める声が殺到しています。野洲市からも国に意見書上げる必要があり、後期高齢者の命とくらしを守るための緊急請願に賛成をし、意見を上げるよう、議員各位の皆さんのご賛同を求めて、討論いたします。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

請願第1号後期高齢者の命とくらしを守るための緊急請願書は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第1号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり不採択すべきものと決しました。

（日程第4）

○議長（林 克君） 日程第4、意見書第2号から意見書第4号までの乳幼児医療費助成制度を国の制度として実施することを求める意見書（案）他2件を一括議題といたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

まず、意見書第2号について、第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 意見書第2号乳幼児医療費助成制度を国の制度として実施を求める意見書に対して趣旨説明を行います。

今日、少子化が進む中で、子どもを安心して産み育てる環境づくりを進めることが地方政治でも国政でも重要な課題となっています。少子化の進行は人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少につながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼす懸念があります。このため、全国の地方自治体では、子育て中の若い世代を経済的に支援する目的で、それぞれ独自に対象年齢を設けて、乳幼児や児童に対する医療費給付事業、いわゆる乳幼児医療費無料化を実施しています。野洲市でも通院で小学校入学まで、入院で中学校卒業まで、医療費負担が無料化されており、大変喜ばれています。平成18年度決算で1億円余りを支出し、若い世代を支援しています。乳幼児期や児童期の年代は病気にかかりやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児喘息など長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と治療のためにも医療

費助成制度は極めて重要な役割を果たしています。

今回、滋賀県の予算で福祉医療費の一部負担の引き上げが提案されましたが、県民の世論の中、自民、公明、共産党の共同提案で修正案が出され可決されました。一部負担の引き上げを中止させましたが、市や県の努力にも限界があります。地方自治体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み育てることのできる社会を実現するためには国の支援策が不可欠です。よって、早急に乳幼児医療費助成制度を国の制度として実施し、子どもの医療費無料化を行うよう強く要望するものであります。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出することを求め、説明といたします。

○議長（林 克君） 次に、意見書第3号について、第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） 意見書第3号、米兵による女子中学生拉致暴行事件に関する意見書（案）に沿って説明にかえます。

去る2月10日、沖縄県北谷町において在沖米海兵隊員による女子中学生拉致暴行事件が発生いたしました。米兵は少女を車で連れまわした後、公園前路上で暴行、翌11日に強姦容疑で逮捕されています。

今回の事件は、1995年の米兵による少女暴行事件や2002年の米海兵隊少佐による婦女暴行未遂事件を想起させ、この米兵による蛮行は、沖縄県民のみならず国民に強い衝撃と不安を与えています。

このようなたび重なる、事件・事故に、米軍の再発防止の弱さと日米地位協定の運用改善では対処できない厳しい現実を指摘し、抜本的な改善策を求めているものであります。

よって、今回の女子中学生拉致暴行事件及び米軍に起因する相次ぐ事件・事故に関し、米軍当局並びに関係機関に対して満身の怒りを込めて抗議すると共に、事件・事故の再発防止等に向けて下記事項の徹底と実現を強く求めるものであります。

1つに、事件の全容を解明すると共に、速やかに公表し、被害者と家族に対する謝罪及び誠意を持った対応を行うこと。2つ目には、在沖米軍人・軍属等の一層の綱紀粛正を図り、事件・事故の再発防止に向けて実効性ある施策を講じること。3点目に、日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。そして4点目には、米軍基地の一層の整理縮小と海兵隊を含む兵力の削減を行うこととあります。

以上、意見書の説明とさせていただきます。

この意見書についても、近隣では、草津市をはじめ全国的にも多くの意見書決議が上げられています。賛同をよろしくお願い申し上げます。



○議長（林 克君） 次に、意見書第4号について、第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 意見書第4号財政構造改革プログラムを見直し、県民生活を守ることを求める意見書（案）。

滋賀県において、新年度以降の県財政が400億円を超える超歳入不足となり、それに対応するためとして財政構造改革プログラムを明らかにしました。しかし、その内容は、これまで市民と行政がつくり上げてきた福祉医療費助成制度をはじめとする医療、教育などの諸分野、制度について、県負担金、補助金を削減させるものです。野洲市でもその影響は実に1億3,700万円（当初案）にもなっており、市民の暮らしと市財政に大きな影響を及ぼします。この事態に対して、改革案の見直しを求める県民世論と運動が広がり、また、県下市町長及び市町議会からも強い要望が出されました。これを受け、知事は乳幼児医療費削減案について若干の見直しを行い、通院1レセプト当初案1,500円負担を1,000円に、入院1日当初案2,000円負担を1,500円にすることを明らかにしました。しかし、見直しがされたとはいえ、市民や市に大きな負担を強いるものに変わりはありません。このことは、知事自身がマニフェストに福祉医療制度の充実や子育て支援を掲げた公約にも反するものです。

今、必要なことは、これまで政府が進めた「三位一体改革」と県財政における無駄な公共事業の検証と見直しであり、県民生活と市町財政を守ることであります。

よって、以下の事項について強く求めます。

1. 滋賀県として市民の暮らしと市財政に重大な影響を及ぼす財政構造改革プログラムの見直しをされること。
2. 乳幼児医療費助成制度において、県負担分の削減をされないこと。
3. 乳幼児医療費は無料にされること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する、という提案を2月18日に意見書として出しました。それから1カ月余りの間で、この県予算に関しましては、3月24日、自民、公明、共産党の修正案により削減案が否決をされまして、この1カ月余りで世論の力によって政治が動く。障がい者の方も連日県庁前で集会をされるというような内容の中で変わってきたわけではありますが、しかし、根本的に400億円の削減、財政構造改革のプログラムの見直しということに関しまして、知事はこれを表明はしておりません。見直しはしないということで、今回、この意見書の中にあります2点目の乳幼児医療費助成制度において県の負担分は削減されないことというのも、3年計画の財政構造改

革プログラムでありますから、来年度、再来年度はわかりません。そういう意味におきまして、野洲市から滋賀県知事に対してこういった意見書を上げるべきであるということで皆さんの賛同を求めたいと思います。

以上です。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 4 8 分 休憩）

（午後 4 時 0 0 分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております意見書第 2 号から意見書第 4 号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第 2 号から意見書第 4 号までについては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第 2 号から意見書第 4 号までについては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております意見書第 2 号から意見書第 4 号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

意見書第 2 号乳幼児医療費助成制度を国の制度として実施することを求める意見書案は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第 2 号は

否決されました。

次に、意見書第3号米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第3号は否決されました。

次に、意見書第4号財政構造改革プログラムを見直し、県民生活を守ることを求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。少数であります。よって、意見書第4号は否決されました。

暫時休憩いたします。

（午後4時02分 休憩）

（午後4時06分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま追加議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、提出されました委任専決第4号、議第42号及び議第43号並びに発議第1号損害賠償の額を定めることについて他3件を日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、委任専決第4号、議第42号及び議第43号並びに発議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加日程第1）

○議長（林 克君） 追加日程第1、委任専決第4号損害賠償の額を定めることについて市長より報告を求めます。

市長。

○市長（山崎甚右衛門君） それでは、委任専決第4号損害賠償の額を定めることについてご説明を申し上げます。

平成20年1月28日、野洲第2保育園の保育中に小篠原児童公園において発生した物

損事故に対し、市の賠償額を1万1,000円と定めるものでございます。地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したものを同条第2項の規定により報告するものがあります。

以上でございます。

(追加日程第2)

○議長(林 克君) 追加日程第2、議第42号平成19年度野洲市一般会計補正予算(第5号)及び議第43号平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第5号)を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山崎甚右衛門君) 議第42号及び議第43号の平成19年度野洲市一般会計補正予算及び平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算について説明を申し上げます。

今回追加で提案をさせていただきました補正予算につきましては、地方自治法第213条に定める繰越明許費の議決を求めるものでございます。

まず、議第42号平成19年度野洲市一般会計補正予算(第5号)について説明を申し上げます。

議案書の5ページでございますが、民生費の介護保険制度等整備促進事業では、野洲学区、三上学区圏域で認知症対象型共同生活介護施設の整備予定であったグループホームが、開発行為等の協議に相当の時間を要し、年度内での整備ができなくなったことから、当該整備に係る補助金1,500万円を次年度へ繰り越すものであります。

土木費の市道8号線及び市道上屋永原線道路維持事業では、工期中に当該工事請負人の代表取締役が急逝したことにより、破産手続を開始する申し出を行っております。現在、その精算完了事務手続処理について、当市顧問弁護士と工事請負人代理人弁護士との間で協議中であり、年度内の工事完了が見込めないため、工事請負費280万円及び170万円を次年度へそれぞれ繰り越すものであります。

土木費の野洲川右岸線整備事業では、当工事は2工区に分割して施工しておりますが、平成18年度明許繰越事業の完了をもって発注起点を決定する必要があったこと、また、特殊製品を採用していることから、その納品に相当な日数が必要であり、当改良工事の施工規模並びに施工内容から判断すると、年度内の完成が見込めないため、工事請負費1億

312万円を次年度へ繰り越すものであります。

土木費の都市計画道路市三宅北櫻線整備事業及び地方特定道路市三宅北櫻線整備事業で工事施工上、支障となる家屋及び工作物の撤去に係る明け渡し等に相当な日数を要したことから、工事請負等1億978万1,000円及び2,324万9,000円を次年度へそれぞれ繰り越すものであります。

次に、議第43号平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきまして説明を申し上げます。

議案書の9ページでございますが、公共下水道事業の公共下水道事業再評価検討事業では、関係機関との協議に期間を要したことから、委託費359万円を次年度へ繰り越すものであります。

中畑5号線管渠築造事業及び中畑7号枝線管渠築造事業では、土地区画整理事業の進捗及び他の工事との調整に期間を要したことから、工事請負費等で4,390万6,000円及び3,884万4,000円を次年度へそれぞれ繰り越すものであります。

また、小堤9号線枝線管渠築造事業では、地元調整及び関係機関との協議に期間を要したことから、工事請負費2,450万円を次年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。

○議長（林 克君） これより、ただいまの議題となっております議第42号及び議第43号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議第42号及び議第43号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、議第42号及び議第43号については委員会付託を省略することに決定しました。

次に、議第42号及び議第43号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。  
これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第４２号平成１９年度野洲市一般会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第４２号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第４３号平成１９年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第４３号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

（追加日程第３）

○議長（林 克君） 追加日程第３、発議第１号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

第２０番、田中栄太郎君。

○２０番（田中栄太郎君） 発議第１号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本条例は、平成２０年３月３１日付をもって収入役が退任され、新たに会計管理者が設置されることに伴い、総務常任委員会の所管について所要の改正を行うものであります。なお、本条例につきましては、平成２０年４月１日から施行するものであります。

○議長（林 克君） それでは、ただいま議題となっております発議第１号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第１号につきましては、会議規則第３９条第３項の

規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご異議なしと認めます。よって、発議第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

次に、発議第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 克君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山崎甚右衛門君) 平成20年第1回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る2月27日に招集をさせていただき、本日に至りますまで29日間にわたりまして、平成20年度予算をはじめ、数多くの重要な案件をご審議をいただき、本日すべての議案につきまして原案のとおりお認めをいただきました。衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会では、代表質問におきまして、それぞれの各会派を代表されましてさまざまな角度からご質問をいただきました。さらに各議案審議並びに一般質問におきましてもいろいろなご意見をいただいたところでございます。

特に一般会計予算では、商工費におきまして付帯決議がなされ、このことを重く受けとめているところでございます。ご指摘をいただきました点につきましては、執行にあたり十分心して努めてまいりたいと存じております。

さて、本年度最後の議会でもありますので、少し振り返りますと、平成19年度は、合併当初からの最重要課題として取り組んでまいりました事業であります給食センターの開所をはじめ、地域安全センターの設置やふるさと富士サミットの開催など、多彩な事業を展開してまいりました。また、まちづくり基本条例の制定や、市民活動の拠点とすべきまちづくり協働推進センターのオープンなど、協働によるまちづくりの新たなスタートを切ることができました。これら野洲市として着実な歩みを進めることができましたのもひとえに議員の皆様のご支援、ご協力があったることと改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

最後になりましたが、いよいよ陽春の候となり、議員の皆さんには多忙のことと存じますが、ご自愛の上、野洲市発展のためご活躍をいただきますことを心から祈念申し上げます、簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

長期間のご審議、誠にありがとうございました。

○議長（林 克君） 次に、収入役より発言を求められておりますので、これを許します。

収入役。

○収入役（阪口和夫君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本会議の大変貴重な時間をいただきまして私の退任の挨拶の機会を与えていただきまして、議長をはじめ議員の皆様にはまずもって御礼を申し上げたいと思います。

私は、このたび、3月31日をもちまして収入役の職を辞することになりました。省みますと、平成16年10月1日の合併後の11月の臨時議会におきまして収入役として選任のご同意をいただき、今日まで3年4カ月、議長をはじめ議員皆様方のご指導、ご支援を賜りまして、非力ではありましたが、重責をお預かりすることができましたこと、衷心より厚く御礼と感謝を申し上げるところでございます。

さて、本市も合併をいたしまして早3年半が経過をいたしまして、今日、大変厳しい財政状況の中ではありますが、本市が掲げます都市像であります豊かな自然と歴史に彩られ、人がかなでるほほえみ、ときめきのまちを目指し、着実にまちづくりを推し進めているところでもあります。今後どうか議員皆様方のご指導とご協力のもと、引き続き野洲市が発展することを願うものであります。



終わりにあたりまして、どうか今後とも、折に触れ、今まで同様にご厚情賜りますようお願い申し上げますと共に、野洲市議会のさらなるご発展と議員皆様方のますますご健勝にてご活躍されますことをご祈念申し上げます、退任のご挨拶をさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（林 克君） これをもって、平成20年第1回野洲市議会定例会を閉会いたします。（午後4時25分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年3月26日

野洲市議会議長                    林                    克

署名議員                    田 中 孝 嗣

署名議員                    中 田 幸 子